



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*70 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)

### ○ 告示

- 923 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)
- 924 個人情報保護条例の運用状況の公表 ( " )
- 925 平成19年度第2・3次自衛官募集 (市町村課)
- 926 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 927 生活保護法による介護機関の指定( " )
- 928 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 929 " ( " )
- 930 " ( " )
- 931 " ( " )
- 932 " ( " )
- 933 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 934 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 935 " ( " )
- 936 " ( " )
- 937 " ( " )
- 938 " ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第70号

#### 1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否
	全部	部分	計			
16,181	13,234	2,809	16,043	52	73	2

請求件数のうち11件は請求取下げ

#### 2 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況						
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中	その他
6 (3)	0	0	2 (2)	2 (1)	0	2	0

( )の数字は件数のうち平成17年度の不服申立てで、平成18年度まで審査が及んだもの

#### 3 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

処 理 状 況	

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

第10条に次の1項を加える。

7 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第923号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条の規定に基づき、平成18年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開示申出の件数	開 示			非開示	不存在	存 否 応 拒 答 否
	全部	部分	計			
183	164	16	180	0	1	0

申出件数のうち2件は申出取下げ

和歌山県告示第924号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条の規定に基づき、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 個人情報取扱事務の登録件数  
1,843件
- 2 保有個人情報の請求及び決定件数

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存 否 応 拒 答 否
	全部	部分	計			
40	26	10	36	0	3	0

請求件数のうち1件は請求取下げ

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決 定 件 数				利用停止 請求の件数	決 定 件 数			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停 止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
4	0	2	2	2	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

1,191件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
2(1)	0	0	1(1)	0	0	1

( )の数字は件数のうち平成17年度の不服申立てで、平成18年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第925号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成19年度第2・3次募集について、次のとおり告示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

2等陸・海・空士

(2) 採用予定時期

ア 10月要員(男子) 平成19年10月下旬頃

\*採用枠の関係上、実施しない場合がある。

イ 3・4月要員(男子・女子) 平成20年3月下旬から4月上旬頃

2 受付期間

(1) 10月要員(男子)

平成19年9月7日(金)まで

(2) 3・4月要員(男子)

それぞれ試験期日の前日まで

(3) 3・4月要員(女子)

平成19年8月1日(水)から平成19年9月7日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、男子については採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者、女子については平成20年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者で、男子女子ともに次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同地域事務(募集案内)所に請求すること。(別表参照)

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 10月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成19年9月8日(土)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。		

(2) 3・4月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成19年9月19日(水)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成19年9月26日(水)	新宮市	
平成19年9月27日(木)	田辺市	
平成19年9月29日(土)	和歌山市	
平成19年10月27日(土)	和歌山市	
*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。		

(3) 3・4月要員(女子)

試験期日	試験場	試験種目
平成19年9月24日(月)	陸上自衛隊信太山駐屯地(大阪府和泉市)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。		

6 合格発表

(1) 10月要員(男子)及び3・4月要員(男子)については、試験時に合格の通知時期を知らせ、合格者には、採用予定通知書を送付する。

(2) 3・4月要員(女子)については、平成19年11月16日

(金)に自衛隊和歌山地方協力本部において合格者を掲示するとともに、合格者には、採用予定通知書を送付する。

(3) 不合格者には通知しない。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1-14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F	073-432-4479
海南募集案内所	〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F	073-483-4481
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

和歌山県告示第926号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋歯32-19	下田歯科クリニック	橋本市清水159-6	平成19.5.31

和歌山県告示第927号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日

社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園打田ケアプランセンター	紀の川市重行31	居宅介護支援	平成 19.5.19
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園心愛デイサービスセンター	紀の川市重行31	通所介護・介護 予防通所介護	平成 19.6.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園第2ホームヘルパー ステーション	紀の川市重行31	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 19.5.19
紀の里農業協同組合	紀の川市上野12-5	JA紀の里訪問介護事業所	紀の川市上野12-5	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 19.6.15
医療法人南労会	大阪府大阪市港区弁天2- 1-30	医療法人南労会小規模多 機能型居宅介護森のこか げ	橋本市神野々1102-3	小規模多機能型 居宅介護・介護 予防小規模多機 能型居宅介護	平成 19.6.1
医療法人卓麻会	和歌山市古屋153-9	南紀新庄クリニック	田辺市新庄町2173-1	訪問看護・通所 リハビリテーシ ョン・居宅介護 支援・介護予防 通所リハビリテ ーション	平成 19.6.13
谷地雅宏	新宮市蓬莱2-2-12	谷地内科医院	新宮市新宮554-1 大橋 通りTビル1F	訪問看護・居宅 療養管理指導・ 介護予防訪問 看護・介護予防 居宅療養管理 指導	平成 19.6.1
特定非営利活動法人生 活支援優	日高郡由良町里244-23	居宅介護支援事業所優	日高郡由良町里249 美 由良荘6号室	居宅介護支援	平成 19.4.1
上西浩子	西牟婁郡白浜町2184	上西薬局	西牟婁郡白浜町2184	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	平成 19.5.7

## 和歌山県告示第928号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
角谷リハビリテーション病院	和歌山市納定10-1	石田和也	平成 19.4.1
多美クリニック	和歌山市太田424-1 太田ビル3階	太田多美	平成 19.4.1
独立行政法人国立病院機構南和歌山 医療センター	田辺市たきない町27-1	中北和夫	平成 19.4.1
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	三木一仁	平成 19.4.1
公立那賀病院	紀の川市打田1282	辻直樹	平成 19.4.1
和歌山県立医科大学附属病院紀北分 院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地	飯塚忠史	平成 19.4.1

## 2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
保険調剤薬局コーワ	和歌山市太田418-8	峠真理子	平成 19.4.1
小山薬局	和歌山市市小路403-6	小山佳美	平成 19.4.1

有限会社手平薬局	和歌山市手平4-4-15	小出都美	平成 19.4.1
株式会社めいよう薬局	和歌山市東釘貫丁2-30	古川佳子	平成 19.4.1
中野薬局	有田市港町600	中野恵子	平成 19.4.1
株式会社菌徹薬局	御坊市御坊121番地	菌守	平成 19.4.1
メディカルステーションそのてつ薬局	御坊市湯川町財部636-2	菌益喜	平成 19.4.1
新宮薬局	新宮市新宮7684番地	山下隆男	平成 19.4.1
グリーン薬局	紀の川市貴志川町鳥居164-5	武本緑	平成 19.4.1
天満薬局	有田郡有田川町天満679	野田京子	平成 19.4.1
駅前薬局	日高郡みなべ町芝409-11	滝川誠	平成 19.4.1
有限会社出嶋薬局	西牟婁郡すさみ町周参見4024番地	出嶋悦子	平成 19.4.1
加治薬局天満店	東牟婁郡那智勝浦町天満703-3	佐藤全子	平成 19.4.1
ラッキー薬局	東牟婁郡那智勝浦町天満1-50	南恵子	平成 19.4.1

和歌山県告示第929号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

薬局

示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
はあと薬局	日高郡みなべ町東本庄579-2	真造正人	平成 19.5.1

和歌山県告示第930号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

薬局

示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	那須吉朗	平成 19.6.1

和歌山県告示第931号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

1 病院又は診療所

示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人郷の会こころの郷クリニック	橋本市高野口町名古曾918-1	中野光造	平成 19.6.4

## 2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
スズラン薬局橋本店	橋本市高野口町名古曾916-4	松本圭吾	平成 19.6.4

## 和歌山県告示第932号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
クリニッカルピナス	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	尾崎宜洋	平成 19.7.1

## 2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エグチ薬局	和歌山市黒田120 アソートクロダ1F	甲斐晴美	平成 19.7.1
エグチ薬局秋月店	和歌山市秋月545-2	則岡知江	平成 19.7.1
エグチ薬局内原店	和歌山市内原997-1	江口暢洋	平成 19.7.1
保険調剤薬局朝日海南店	海南市名高507-4	武本尚紀	平成 19.7.1

## 3 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人博寿会	橋本市東家6-7-26	訪問看護ステーションソレイユ	平成 19.7.1

## 和歌山県告示第933号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公

告し、縦覧に供する。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ケーズデンキ有田パワフル館  
和歌山県有田市糸我町中番22番地 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アリデン 代表取締役 佐竹成公  
和歌山県御坊市湯川町財部678番地4
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社アリデン 代表取締役 佐竹成公  
和歌山県御坊市湯川町財部678番地4

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年3月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,772㎡
- 6 駐車場の収容台数  
122台
- 7 駐輪場の収容台数  
50台
- 8 荷さばき施設の面積  
99㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
48㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後9時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日  
平成19年7月6日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)  
有田市経済建設部産業振興課 (和歌山県有田市箕島50番地)  
有田振興局産業振興部産業総務課 (和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成19年7月20日～平成19年11月20日  
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第934号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2935	岩出市清水字垣内193番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 19.7.9	6.00	42.60

和歌山県告示第935号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2921	田辺市神子浜一丁目120番の一部、学園464番の一部、466番2の一部	田辺市文里2丁目23番39号丸和産業代表 坂口充弘	平成 19.7.10	5.00	75.40

和歌山県告示第936号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2941	岩出市中島字古川656番1の一部、656番11の一部	岩出市中黒119番地 味村一彦	平成 19.7.10	6.00	38.13

和歌山県告示第937号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2956	東牟婁郡串本町野川字大水崎セギノ裏1141-4	東牟婁郡串本町串本2003番地1 有限会社ハウジング21串本代表取締役 島野茂樹	平成 19.7.10	5.00	25.11

和歌山県告示第938号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2958	有田市箕島字 西平尾790番1 の一部	有田市箕島22 番地1 西山喜裕	平成 19.7.10	4.35	31.16